

協会けんぽの財政対策について

- 「協会けんぽ」については、賃金の大幅下落などにより、その財政状況が急速に悪化し、保険料率の大幅引上げが見込まれたところ。(8.2%→9.9%、労使年間64,000円増)

※21年度末の債務残高は▲4500億円、引き上げなければ、22年度末累積債務は▲1.2兆円。

※協会けんぽの被保険者1人当たり標準報酬総額 385万円(健保組合 554万円)

※協会けんぽの全国平均保険料率 8.2%(健保組合の単純平均 7.4%)

- このため、22年度から24年度までの間、以下の特例措置を実施【22年度政府予算案】。これにより、22年度の全国平均保険料率は、約9.3%*となる見込。(0.6%程度の圧縮、労使年間約42,000円増)

- ・ *最終的には、医療費の高低に応じて都道府県ごとに協会が決定(1月下旬)
- ・ 22年7月以降、国庫補助率を13%から16.4%に引上げ。
- ・ 後期高齢者支援金の負担方法について、現在の加入者割から、被用者保険にかかる支援金総額の3分の1(22年度は9分の2)を総報酬割(応能負担)に変更。
- ・ 単年度収支均衡原則の特例措置として、3年間で財政均衡を図ることとし、21年度末の赤字額については、この期間内に償還。

- 総報酬割による健保組合等の負担については、

① 国庫補助16.4%への引上げの所要財源を、「新たな国費の投入」と「後期高齢者支援金の総報酬割の導入による健保組合等からの支援」とで折半する水準として、支援金額の3分の1規模に設定。

② 協会けんぽのみならず、財政力の弱い健保組合にとっても負担減。

※約550組合で負担減(約1480組合中)

③ あわせて、健保組合等における前期高齢者納付金等の負担軽減を図るため、国による支援を22年度において倍増。(約160億円→約320億円)

(参考)

◇平成 20 年の政管支援特例法案(いわゆる肩代わり法案)との違い

○ 協会けんぽの財政対策として、国庫財源はすべて協会けんぽ救済に充てるなど、前回の肩代わり法案(単にシーリング対策として国庫負担の削減を図るもの)とは、目的や国庫財源の使い方において大きく異なるもの。

① 目的

(前回) シーリング対策(社会保障費 2200 億円削減の一環)

(今回) 財政圧迫の協会けんぽ救済

② 国庫財源の使い道

(前回) 国庫は削減されるのみ

(今回) 財政逼迫の協会けんぽにすべて還元

③ 健保組合への影響

(前回) 一定の財政力がある健保組合のみが一方向的に負担

(今回) 負担能力に応じた費用負担とし、全ての保険者で所要保険料率を統一

◇高齢者医療制度に関する議論との関係

○ 厚生労働大臣主催の「高齢者医療制度改革会議」においては、後期高齢者医療制度廃止後の新たな制度の具体的な在り方について、幅広くご議論いただくが、全速力に対応しても、新制度施行は平成 25 年 4 月になる。

→ 協会けんぽの財政対策は、その厳しい財政状況から、まさに切迫した問題。

○ 後期高齢者支援金については、各保険者の財政力に大きなバラツキがある中で不公平との指摘があり、現行制度の課題として速やかに是正すべきもの。